

五十嵐都市論を読み解く：パタン・ラン ゲージと美の基準から美しい都市へ

渡邊, 勝道 / WATANABE, Katsumichi

(出版者 / Publisher)

法学志林協会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

法学志林 / Review of law and political sciences

(巻 / Volume)

112

(号 / Number)

1

(開始ページ / Start Page)

33

(終了ページ / End Page)

40

(発行年 / Year)

2014-09-19

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00011472>

五十嵐都市論を読み解く

——パタン・ランゲージと美の基準から美しい都市へ——

渡 辺 勝 道

1 美しい都市と市民

五十嵐都市論の根幹は一貫して都市美の追求にあるといえる。

「美しい都市」の未来像について、「造景」誌二八号（二〇〇〇年八月）に五十嵐は「美しい都市をつくる権利——憲法改正論」として、以下の内容の論文を寄稿している。

「二十一世紀、『日本国民は誰でも美しい都市に住む権利』をもち、この権利は土地所有権（憲法二十九条）の改革とともに憲法上明記される。

これを根拠にしてそれぞれの都市が美しくつくられる。それは現在『無関心』になっている人々に新たに夢を与え、活性化させ、行動を促し、生きているということのリアリティーを与える」。

七〇年代の高度成長は、都市においては「建築公害」といわれる環境破壊と景観破壊を誘発する、五十嵐と都市間

題との接点は住環境問題、とりわけ日照権問題であった。この取り組みの中において五十嵐は、日本の建築をめぐる送り手と受け手の二極分化がこれらの問題の発端であり、これらの根本的な解決には住民参加による町づくりを目指すことが重要な鍵になるとの確信を持ち、国や企業といった事業者から住民の日常生活を守り、住民が主役の町づくりを行うための権利の確立に取り組むことになったのである。さらに、その根底にあるものは財産権に裏づけされた建築自由の原則であり、土地所有権の絶対性と深く結びついているとの確信から、現代的総有に基づいた都市の再生を提唱するに至ったといえる。

2 パタン・ランゲージと美の基準

五十嵐は一九九〇年代に入って、神奈川県真鶴町のまちづくり条例に関わることになる。

相模湾に突き出した半島に優れた自然環境と頼朝伝説の残る旧き良き港町である真鶴町に、バブル景気の影響を受けて、その景観と環境を売りにしてリゾートマンションが乱立した。

マンション用地の多くは、みかん畑であった土地であり、真鶴の主力産業であったみかん農家が、輸入オレンジの輸入自由化を受けて、生計を維持するために土地を売却したことが要因である。デベロッパーの開発により、町の試算によれば人口一万人弱の町に、四千人近い居住者が流入し、住民の生活水や道路などのインフラや高齢者福祉を脅かすことが分かった。五十嵐は、真鶴の環境と景観、ひいては町の自治を守るためには、単に「開発を止める」だけでなく、どのような町を作っていくか、そのビジョンが重要だと考えた。みかん農家が土地を売る原因は、生計の見通しが立たないためであり、住民に町はどういう希望を与えることができるかが重要であった。

日本の都市は、都市法と建築基準法に基づいて、諸外国と異なった建築自由の考えのもとに、線引きと数値規制によってつくられる。都市に求められるものは経済性であり、画一的で機能的な街づくりが求められてきた。このような都市構造に異議を唱えたのがクリストファー・アレグザンダー（一九三六⁽¹⁾）であった、アレグザンダーは建築や都市は「言語」で出来ているとし、これをパタン化したものがパタン・ランゲージ⁽²⁾であり、これこそが美しい都市へと到達する唯一の道であるとした。

真鶴のまちづくりのために、五十嵐が規範としたものがこのパタン・ランゲージである。「美：value」は客観的かつ根源的に存在するものであるが、それ自体は「名づけ得ぬ質」であるとし、その質を捉えることを試みた。アレグザンダーが「質」を考える際にまず始めに思い浮かべたものは、「生き生き：alive」であり、これは五十嵐が重要視する生き生きとした日常生活の大切さという考えの基になっているものである。そして、五十嵐は皆が懐かしさを感じる、生き生きとした古き良き真鶴、それを維持してきた作法や習慣など、「名づけ得ぬ質」としての真鶴の美を、いかに共通な言語として表し、誰もが使える基準とすることが重要であると考えたのである。

最終的には、住民参加により八つの原則、「場所」、「格づけ」、「尺度」、「調和」、「材料」、「装飾と芸術」、「コミュニティ」、「眺め」を決めた。これらの八つの原則は、つながりを持ってルールとなる、さらに設計の指針にあたる細分化された「聖なところ」、「瀬戸道」、「人の気配」、「夜光虫」など、真鶴らしさを表す六九のキーワードからなる「美の基準」を作りあげた。そして、条例化された「美の基準」は、建築を制限するための規制法ではなく町を作るための創造法である事が強調されているのである。しかし、「美の基準」については、特定の価値観を押しつけるファシズムだと内外からの批判が噴出する。そこで、これらの批判に答える合意形成の手法としてデュー・プロセスのしくみが考えられた。「プロセスの中からまちづくりは生まれる」として、美の基準は、行政、事業者、住民の三

者が開かれたプロセスの中で、協議を通して合意形成を行う仕組みをつくりあげたのである。一定規模以上の開発を行う事業者に対して行政側は計画の修正を依頼する「美の基準」リクエストを行う。それを基に行政との事前協議、住民説明会が行われる。協議が不調に終わった場合には、公聴会、最終的には議会での議決までが含まれ、最終的には裁判所の判断をうけることも可能である。すべてに公開のもとに民主的な手続きの中でまちづくりが行われる。都市の構成要素の内で大きな部分を占める、個々の建築に対して、住民が事業者と協議を行うことは、住民参加による町づくりにリアリティーを持たせる仕組みでもある。

3 美しい都市と祈り

新しい基本的人権としての「景観権」を確立させるためには、美しい都市を創るという個々人の意見とそれを受け止める多数の住民とのコンセンサスが必要であるが、そのための手段として五十嵐教授が導き出したキーワードが「祈り」である。世界各国で誰もが美しいと認める世界遺産や文化財などは、ほとんどが「祈り」の空間であることは誰もが認めるところであろう、「美しい建物をつくるには『egotless・・無我』、あるいは『deep feeling・・深い感情』を持たなければならない」というアレグザンダーの言葉を引用して、「名づけ得ぬ質」を究極まで突き詰めていくとどこかで「美」と「祈り」が相互に感応し合う。高度に近代化された社会において美の再構築を行うためには宗教の研究が不可避であるとする五十嵐の理論は言い知れぬ説得力を持つものである。

多くの思想家が指摘するように近代化は神との決別ではあるが、人間関係が希薄になった都市において、オカルト的な新興宗教が発生するなど、社会の成熟が「神」を求める多数の人々を生み出していることも事実である。五十嵐

は諸外国を訪問する中で、広場の中の古い教会に人々が集まり日常的に祈りを捧げるが、この教会を近代化させようとは誰も思わないことに関心を持つ、日本でも高野山にはたくさんのお遍路さんが訪れ、巣鴨などの「祈り」の空間にはたくさんの人々が集まっている。多くの人々の心の中に、「名づけ得ぬ質」が生まれ、社会的に共有されれば、美しいものを守ろうという意欲や、それを実現する力が生まれてくる事は自然の成り行きなのである。

五十嵐は、「美しい都市と祈り」(学芸出版社 二〇〇六年)において、空海(七七四〜八三五)の世界感、または空間感とも言える「密厳浄土」⁽³⁾の概念とアレグザンダーの「ボタン・ランゲージ」を引き合わせ、それぞれの共通性を見据えた上でアレグザンダーのボタンが宗教世界に通じていることにも言及している。

4 新しい価値と方法論の創造としての現代総有論

近代の成熟に伴った環境との共生、持続可能性、多元的社会、市民の成長などの新しい価値、これを都市や建築の分野でこれら外から「外部的」に強制していくのではなく、内在的な方法論にするためには、どうしたらよいか。これが、これからの日本の都市と建築が抱える大きな課題であることは間違いない。⁽⁴⁾

基本的人權は強硬な権力の下では有効で有用であるが、権力が身近なものになるにつれ、この権力対抗の関係は薄れ、むしろ水平的なバラバラな個人を擁護するものに転嫁する。その延長に孤独死・無縁社会がある。この近代化のパラドックスをどう考えていくか。もう一度、バラバラにされた個々人を結び付ける論理構築が必要ではないか。これが、日本の都市を語るうえ不可欠な「土地所有権」の絶対性と深く結びついている。⁽⁵⁾

絶対的土地所有権にどう対処するかが喫緊の問題となっていることは、周知の通りであって、少子高齢化問題、と

それによって齎される限界集落や都市内の空地、空室などの問題解決にはこの絶対的所有権が大きく関わってくる。

これらの問題に対しての有力なソリューションの一つが、五十嵐が提唱している、個人所有権に対抗する総有主体が自らまちづくりを行う、「現代総有」なのである。土地所有権のうち所有権は各人に留保し利用について共同利用、収益は、地域の雇用を含め生活や医療・介護・教育などの条件整備として分配していくという社会システムといえる方式である。五十嵐教授は、法学や政治学といった特定領域の学問としてではなく、人類学や生態系などの諸学問と思想を共有し、さらにこれを日本モデルにとどめることなく、世界モデルとして提唱していかなければならないと述べている。

この思想と方法論によれば、美の基準もボタン・ランゲージも内在的な方法論となって機能するはずである。アレグザンダーのパタン・ランゲージも、ある程度土地利用について大きな合意が存在するところでは有効だが、現在の日本の都市のような合意が全く存在しないところでは所有権問題が大きな障害となるであろう。

英国では、一九〇三年にこのような思想に基づいた「田園都市」、レッチワース・ガーデンシティー⁽⁶⁾がエベネザー・ハワード（一八五〇～一九二八）によって初めて開発され、以後も同様な都市が建設された。それらは百年を経過した今日においても変わらぬ普遍的価値をもってその総有的な土地所有形態と住民主体の理念が受け継がれている。そして、これらの田園都市に共通することは、住民が主役であり続けているという事実である。

美の基準、祈り、現代総有と五十嵐の思想には一貫して、生活する住民の視点から都市をつくっていくべきであるという姿勢が見てとれる、美しい都市の住民が見つめる「名づけ得ぬ質」としての「美」とは、住民の生き生きとした日々の暮らしそのものに他ならないのではないだろうか。

(1) 五十嵐とアレグザンダーの出会いは一九八四年の埼玉県立の進学園の建設の際であった、土地にあった、美しい建築を作りたいとの学園側の要望に答えられる建築家としてアレグザンダーがアメリカから招聘された。アレグザンダーは近著『Battle for the life and beauty of the Earth』(二〇一三年)のなかで、五十嵐について進学園プロジェクトにおける重要な人物のひとりとして紹介し、優秀な法律家であり、著述家であるがミステリアスな人物と称している。

(2) 「ボタン・ランゲージ」(一九七七年)とは、アレグザンダーが人々が「心地よい」と感じる環境(都市、建築物)を分析して挙げた、二五三のボタンからなる。それらが集まり、関連の中で環境が形づくられる。ボタンの例には「小さな人だまり」「座れる階段」「街路を見下ろすバルコニー」などがあり、これらは家を建てたり、都市計画のルールを決める際に役立つヒントにもなっている。これらのボタンは各国の美しい街や住まいに共通する普遍的なもので、かつては誰でも知っていたものであるが、近代都市計画では無視され、急激な近代化の中で忘れられてしまったものである。既存の建物を撤去したまっさらな土地に直線の広い街路を造り、高層ビルを建てる、といった近代都市計画の発想とは正反対の発想であり、既にあるまちの文脈を読み、狭い路地や目にとまる植栽、窓からの眺めといったヒューマンスケールな要素が重視されている。

(3) 大日如来がいる浄土。大乘密厳経に説く、三密で荘厳された浄土で、密厳国・密厳仏国ともいう。真言宗では、このけがれた国土そのままが密厳仏国であると説いている。

(4) 五十嵐教授最終講義(二〇一四年三月一日)より

(5) 同右

(6) レッチワースの特徴は以下の点である。

1 所有形態

レッチワースの最大の特徴は、まずその土地の所有と利用の形態にある。レッチワースの土地は基本的にすべて町を管理運営する第一田園都市会社(土地所有者によって構成。現在は財団)の所有である。住民はもちろん商店、工場の経営者、農業を営む農民も土地を所有しない。会社から土地を借り受ける。地代は原則市場賃貸価格である。しかし、低所得者のために借家人と投資家がともに出資する共同出資型住宅方式と呼ばれる独特な方法を採用し、初期費用を軽減しながら共同住宅が建設された。会社は地主であるから自治体よりも大きな権限を行使できる。たとえば建築のデザインを統一すること、商業地区の活性化を図るため、用途を限定すること、またこの会社で定める内部的なルール(定款)に違反して行われる譲渡や転賃が禁止されることである。行ってみればここでは地域住民のために、会社イコール地域共同体イコール地域住民が、地域のルールを定め、この統一ルールのもとで自ら町を計画しかつ経営していく、という意味で日本で言う「総有」ときわめて近似しているといえるだろう。

2 受益の還元

田園都市の多角的な評価の中で目に付くのが、土地の総有による開発利益の住民への還元であろう。日本では、会社は開発した住宅を住民に売買し、利益を得るがその開発利益は税金として自治体・国に支払われ、地元には公共事業などとして配分される。公共事業基準は全国画一であり地元の固有の事情は考慮されない。しかしレッチワースでは、会社が自ら開発利益（賃料）を吸収し、インフラの整備（学校・公園その他の公共施設の整備と維持管理）を行う。また剰余があればその分は株主でもある土地所有者すなわち住民にも配当金として配分されるのである。なお会社は「非営利」が前提であり、先のインフラ整備のほか、歴史的建造物の保存、余暇娯楽施設などの共有施設の整備、コミュニティ活動や慈善団体への助成なども行われていることに留意しておきたい。

参考文献

- クリストファー・アレグザンダー（平田翰那訳）『時を超えた建設の道』鹿島出版会一九九三年
 クリストファー・アレグザンダー（平田翰那訳）『バタン・ランゲージ』鹿島出版会一九八四年
 クリストファー・アレグザンダー『Battle for the life and beauty of the Earth』OXFORD 2013
 後藤純他『まちづくりの百科事典』丸善 二〇〇八年
 五十嵐敬喜他『美の条例』学芸出版社 一九九六年
 五十嵐敬喜他『美しい都市をつくる権利』学芸出版社 二〇〇二年
 五十嵐敬喜他『美しい都市と祈り』学芸出版社 二〇〇六年
 五十嵐敬喜編著『現代総有論序説』ブックエンド社二〇一四年